

シリーズ「わが家の建築」⑦

～排水・合併処理浄化槽～

家を建築することは、夢のある一生の大事業です。家は家族だんらんの場であり、そして街の顔の一部でもあります。そこで、みなさんが家を建築するときの参考になるよう「わが家の建築」をシリーズでお知らせします。

家を建築しようとするとき常に直面するのが排水の問題です。これが衛生的で快適な生活を営む上での重要なカギです。



私たちの流した水は長い間、川や土の中を旅した後、私たちのもとへ巡ってきます。

し尿・雑排水

《放流するとき》

合併処理浄化槽の設置が必要

《放流しないとき》

汲み取り＋浸透槽

(特に手続きの必要はありません)

〔排水〕

合併処理浄化槽を設置する場合は排水先が必要です。どこに排水管を接続し、どこに流れていくのかを確認しましょう。

道路側溝へつなぐとき

- ・ 県 道 八日市場土木事務所管理課に相談してください。
- ・ 町 道 都市建設課管理係に相談してください。

放流同意 施設管理者（両総土地改良区、大利根土地改良区等）の同意が必要です。

〔合併処理浄化槽とは〕

し尿・雑排水を処理する施設です。浄化槽を新規に設置するときは、合併処理浄化槽を設置しなければなりません。

（単独処理浄化槽を新規に設置することはできません）

☆☆☆ 補助金制度があります ☆☆☆

すぐれた自然環境を保全するための制度です。合併処理浄化槽の設置については、住民課環境係に相談してください。

問合せ先 都市計画や建築 都市建設課都市整備室

合併処理浄化槽 住民課環境係

道路側溝接続 都市建設課管理係

八日市場土木事務所管理課

放流同意 両総土地改良区（南条支部）

大利根土地改良区

☎④1211 内線1631・1632

☎④1211 内線1221

☎④1211 内線1611

☎⑦21100

☎⑤0195

☎⑦21506